

JA町田市の

相続定期貯金

# こころのかたち

取扱期間

平成30年7月2日(月) ▶ 平成31年3月29日(金)まで

期間 1年もの

自動継続  
スーパー定期貯金  
100万円以上

店頭表示金利  
年

プラス **+0.2%**

※中途解約された場合、当JA所定の中途解約率が適用されます。

大切な想いを  
未来へと受け継ぐために



※金利情勢等に大幅な変動があった場合には、金利上乗せ幅の見直しや取扱いを中止する場合があります。

詳しくは、裏面または  
店頭ホームページをご確認下さい。

 JA町田市



# 相続定期貯金 こころのかたち

1. 商品名 (愛称)	<ul style="list-style-type: none"> <li>スーパー定期貯金(単利型) [愛称:相続定期 こころのかたち]</li> </ul>																
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の方の相続資金受け入れに限ります。(相続した資金及び代償金)</li> </ul>																
3. 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年(自動継続式のみ)※自動継続後は通常のスーパー定期となります。</li> </ul>																
4. 取扱期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年7月2日(月)より</li> </ul>																
5. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括預入・証書式</li> <li>1口100万円以上 ※財産目録・残高証明書・分割協議書等で確認できる金額を上限とします。</li> <li>1円単位</li> </ul>																
6. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日(継続後はその満期日)までに継続を停止する旨の申し出があったときは、満期日以後に払戻します。</li> </ul>																
7. 利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>上乗せ金利 スーパー定期貯金(単利型)の店頭表示金利+0.2%</li> <li>預入時の店頭表示利率を満期日まで適用します。継続後の利率は、継続時における店頭表示利率とします。</li> <li>利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、元金に組入れて継続します。</li> <li>付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</li> <li>20%(国税15%、地方税5%)の分離課税となります。 ※復興特別所得税の適用により、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。</li> <li>金利は窓口に表示しています。または、窓口でお問い合わせください。</li> </ul>																
8. 手数料	_____																
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>マル優(障害者等を対象とする[少額貯蓄非課税制度])の取扱いができません。</li> </ul>																
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。継続後の満期日前に解約する場合も同様です。</li> </ul>																
11. 貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護対象 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護されている貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>																
12. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、お取引の支店または本店金融部信用課(電話:042-850-9211(代表))にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、東京都農業協同組合中央会が設置・運営する東京都JAバンク相談所でも、苦情等を受け付けております。(東京都JAバンク相談所 電話:042-528-1358)</li> <li>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して直接解決を図りたい場合は、次の弁護士会を利用することができます。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金 (祝日、年末年始を除く)</td> <td>9:30～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金 (祝日、年末年始を除く)</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金 (祝日、年末年始を除く)</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という。)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記東京都JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</li> </ul>	名称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:30～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金 (祝日、年末年始を除く)	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～17:00
名称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:30～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金 (祝日、年末年始を除く)	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～17:00														
13. 必要書類	<p>相続人と確認できる書類 戸籍(除籍)謄本の写し、遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの)の写し等</p> <p>相続により引き継いだことが確認できる書類 相続手続依頼書の写し、被相続人名義の解約済通帳と計算書、遺産分割協議書の写し、遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの)の写し等</p>																
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続を停止した場合、満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>「相続定期 こころのかたち」は、利用分量配当対象外といたします。</li> </ul>																